

株式会社呉竹と天理大学との包括連携に関する協定書

株式会社呉竹（以下「甲」という。）と天理大学（以下「乙」という。）は、相互の協力・連携を円滑にするために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地方創生のための産学連携を強化し、甲及び乙が相互の人的・知的資源の興隆・活用を通じて新たな学びの場を創造するとともに、地域・社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。また、相互に連携し、情報発信を行うこととする。

- (1) 地域の観光・産業振興及び地域社会の活性化に関すること
- (2) 学生及び社員の教育・人材育成に関すること
- (3) 学生へのインターンシップ及び経営参画の機会提供に関すること
- (4) 学生の諸活動に対する支援に関すること
- (5) 地域活性化に関する調査研究と情報交換に関すること
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な連携活動に関すること

（実施体制）

第3条 甲及び乙は、前条の活動を推進するため定期的に協議会を催し、各々の事業ごとに双方の担当者が協議のうえを実施する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、相互に提供された個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の法令に従い、双方協議のうえ適正に取り扱うこととする。

（経費負担）

第5条 連携事業の実施に要する経費の負担については、各々の事業ごとに協議のうえを定める。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、この協定書の有効期限満了日の3か月前までに、甲及び乙のいずれかからも改廃の申し入れがない場合は、この協定は自動的に更新されるものとする。

（その他）

第7条 前条までに定めるもののほか、連携事業について必要な事項は、甲及び乙が協議してこれを別に定める。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、署名のうえ、甲及び乙が1通保管する。

令和6年 5 月 2 日

株式会社 呉竹
代表取締役社長

山際義敬

令和6年 5 月 2 日

天理大学
学長

永尾北奈夫